

日本選択理論心理学会 細則

- 第1条 日本選択理論心理学会会則 第3章 第5条 第1項、第2項、第3項の規定にもとづき、正会員、準会員の資格、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。
- 第1項 正会員は、次の要件を満たしてなければならない。
1. 特定非営利活動法人日本リアティセブ協会主催、「選択理論(リアティセブ)集中基礎講座」を受講している事。
 2. 入会金の納入(2,000円)、及び、年会費の納入
注：年会費は、入会月によって異なる。
【7月～10月…6,000円、11月～2月…3,000円、3月～6月…7,000円(翌年度年会費含む)】
 3. 「日本選択理論心理学会入会申込書」の提出、及び、常任理事会での承認
 4. 「選択理論(リアティセブ)集中上級講座」修了者は、入会月に関わらず、上記年会費にGWI年会費1,000円追加して納入することとする。
- 第2項 準会員は、次の要件を満たしていなければならない。
1. 入会金の納入(2,000円)、年会費の納入 注：年会費は、入会月によって異なる。
【7月～10月…6,000円、11月～2月…3,000円、3月～6月…7,000円(翌年度年会費含む)】
 2. 「日本選択理論心理学会入会申込書」の提出、及び、常任理事会での承認
- 第3項 正会員、準会員ともに、2年以上年会費が納入されていない場合は、常任理事会の議を経て、退会を求めることができる。
- 第4項 正会員、準会員は、次にあげる本学会の主催する事業等に参加(享受)することができる。
1. 本学会の発行する『選択理論心理学研究』『ニュースレター』『会員名簿』の頒布
 2. 年次大会への参加
 3. その他、必要と認められる研究会、研修会、ワークショップ等への参加
- 第5項 休会制度については以下のように定める。
1. 休会は、留学・出産などの特別な事由がある場合、「休会届」を学会事務局に提出し、常任理事会で審議の上、休会を認めることがある。ただし、1年ごとの更新で最長2年間とする。
 2. 休会手数料・・・1,000円/年間
- 第6項 退会しようとする者は、その旨を本学会に通知するものとする。
- 第2条 日本選択理論心理学会会則 第3章 第5条 第4項の規定にもとづき、機関会員の資格、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。
- 第1項 機関会員は、次の要件を満たしていなければならない。
1. 法人、会社、協会などの機関名称を掲げ、活動している機関
 2. 入会金の納入(2,000円)、年会費の納入(50,000円)
 3. 「日本選択理論心理学会入会申込書(機関会員用)」の提出、及び、常任理事会での承認
- 第2項 機関会員は、次の特典を得ることができる。
1. 本学会の発行する『選択理論心理学研究』『ニュースレター』『会員名簿』の頒布
 2. その他、必要と認められる催し等への招待
- 第3条 日本選択理論心理学会会則 第3章 第5条 第5項の規定にもとづき、賛助会員の資格、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。
- 第1項 賛助会員は、次の要件を満たしていなければならない。
1. 年会費の納入(一口20,000円)
 2. 「日本選択理論心理学会入会申込書(賛助会員用)」の提出、及び、常任理事会での承認
 3. 必要によって、掲載する賛助広告の提出
- 第2項 賛助会員は、次の特典を得ることができる。
1. 本学会の発行する『選択理論心理学研究』『ニュースレター』の頒布
(年会費一口につき、ニュースレター10部進呈)
 2. 『選択理論心理学研究』『ニュースレター』『会員名簿』への広告掲載(年間計5回)
 3. その他、必要と認められる催し等への招待
 4. 但し、年会費未納の場合は、上記1～3の特典は享受できない。
- 第4条 機関会員及び、賛助会員の退会は次による。
1. 当該団体または個人よりの申し出
 2. 年会費の所定期間内の未納等による本会よりの退会措置
 3. その他、本会の設立趣旨に反する行為のあった場合
- 第5条 日本選択理論心理学会会則 第3章 第5条 第6項の規定にもとづき、家族会員の資格、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。
- 第1項 家族会員は、次の要件を満たしていなければならない。
1. 本会正会員のうち、家族も正会員であること
 2. 郵便振替手続きをし、年会費の納入を自動引き落としにすること(3月末日までに申し込むこと)
- 第2項 家族会員は、次の特典を得ることができる。
1. 正会員と同様の権利・義務を有する
 2. 同一世帯内の2人目の家族の年会費が半額になる。3人目からも同様に半額になる
- 第3項 自動引き落としが、残高不足等、会員側の都合でなされなかった場合、正規の料金を納入すること。
- 第6条 日本選択理論心理学会会則 第3章 第5条 第7項の規定にもとづき、学生会員の資格、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。
- 第1項

- 1.学生会員は、次の要件を満たしていなければならない。
 - 2.第1条第1項1・3により、正会員となる資格を有すること。
 - 3.正規の学生であること(社会人学生は除く)
- 第2項
- 学生会員は、次の特典を得ることができる。
- 1.在学中における会費を半額とする。
 - 2.その他は、正会員と同様とする。
- 第7条 日本選択理論心理学会会則第3章第5条第8項の規定にもとづき、名誉会員の資格、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。

第1項

名誉会員は原則として本学会の正会員であり、かつ「次の条件の1つ以上が満たされる70歳以上の者」であることとする。ただし、理事、常任理事、及び監事であるものは除く。名誉会員は常任理事会及び総会において承認される必要がある。

- 1.本会の運営と発展に貢献する活動をしたと認められること。
- 2.選択理論心理学関係の研究に尽力し、その成果が会員並びに一般を啓発したと認められること。
- 3.長くカウンセリング等の活動に従事して、その領域またはその地域の福祉の増進に資するところがあつたと認められること。

第2項

名誉会員は、年度会費納入の義務が免除されるが、役員選挙における被選挙権は失うものとする。なお、年次大会への参加は、大会参加費のみ免除とする。

- 第8条 日本選択理論心理学会会則第3章第5条第9項の規定にもとづき、推薦会員の資格、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。

第1項

推薦会員は原則として本学会の正会員であり、かつ「次の2条件が共に満たされる者」であることとする。ただし、理事、常任理事、及び監事であるものは除く。推薦会員は常任理事会及び総会において承認される必要がある。

- 1.30年以上本学会の正会員であること。
- 2.年齢が75歳に達していること。

第2項

推薦会員は、年度会費納入の義務が免除されるが、役員選挙における被選挙権は失うものとする。なお、年次大会への参加は、大会参加費のみ免除とする。

- 第9条 日本選択理論心理学会会則第3章第5条第11項の

規定にもとづき、会員の退会、所定の手続き等、本学会の発展に資するための諸規定を定める。

第1項

本学会員が退会を希望する場合、既定の退会届を提出し、常任理事会で退会の承認を得るものとする。常任理事会の承認を以て退会とする。

第2項

本学会員が退会する際、本学会員が享受していた資格や特典の付与が一切なくなり、名刺やプロフィール等における本会在籍中の資格や在職時の役職についての記載を削除するものとする。

第3項

以下のいずれかの場合、常任委員会は、審議の上、退会届の承認を留保することができる。

- 1.退会届の提出者が本会との間で係争中の場合
- 2.退会届の提出者に関し、本会倫理委員会の懸案事項又は審議事項として付託され、審議中の場合
- 3.退会届の提出者に関し、常任理事会で審議中の場合
- 4.退会届の提出者に関し、前号に準じる重大な事由が存在する場合

第4項

本学会則、本会細則、本会倫理基準の規約に対し違反があつた場合、正当な理由なくして会費を2年間以上滞納した場合、理事会で審議の上、当該会員に、注意、勧告、譴責、有期の資格停止、無期の資格停止、退会勧告や除名等の処分を課することができる。

第5項

除名処分された者は、常任理事会で審議の上、必要に応じて、会員に除名理由を公表することができる。

- 第10条 本規定の改廃は、常任理事会の議決によりこれを行う。

2006年10月22日制定
2007年12月2日改正
2014年4月27日改正
2015年8月1日改正
2019年8月24日改正
2019年12月15日改正